

令和3年度

事業計画

一般財団法人山梨県交通安全協会
山梨県交通安全活動推進センター

令和3年度事業計画

令和3年度における当協会の事業の推進にあたっては、山梨県下の交通情勢と山梨県の交通重点目標を勘案した事業計画に基づき

- 1 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 自転車の安全適正利用の推進
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進

を活動重点と定め、各事業を推進することといたしました。

令和2年中の県内の交通事故の発生状況は

発生件数 2, 146件（前年比－ 857件 －28.5%）

死者数 21人（前年比－ 3人 －16.0%）

負傷者数 2, 650人（前年比－1, 139人 －30.1%）

であり、発生件数、死者数及び負傷者数ともに、大幅に減少した一昨年をさらに下回りました。

よって、昨年に引き続き「第10次山梨県交通安全計画」の“令和2年度までに交通事故発生件数4,400件以下”“交通事故死者30人以下”という目標を達成できましたが、全国と比較しますと、人口10万人当たりの死者数は2.57人となり、全国で第21位、全国平均2.25人を上回る結果となりました。

昨年の死亡事故の形態ですが、年齢別では、65歳から74歳が7人、75歳以上が5人と、高齢者の割合が高くなっておりませんが、16歳から24歳も4人、犠牲となっております。

死亡事故の様態を見ると、歩行中と自動車を運転中がそれぞれ7人ずつ、自動二輪車を運転中が3人、自転車と原付乗車中がそれぞれ2人ずつ犠牲となっております。

こうした状況を踏まえ、令和3年度の実業計画は、高齢者と子供の歩行中の事故防止、自動車の安全運転と共に自転車と二輪車の安全運転を重点的に推進し、これから策定される第11次交通安全計画に対応できる目標を定めることとしました。

当協会としては、県警察をはじめとする関係機関の指導のもとに、交通関係団体及び県内各地区交通安全協会と緊密に連携し、事業重点を

- 1 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶

- 3 自転車の安全適正利用の推進
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進

の6点として、積極的かつ効果的に推進し、さらなる交通事故減少を目指し、民間の交通安全活動推進団体の中核としての責任を果たすことといたします。

実施事業（公益事業）の部

第1 交通安全の普及・啓発活動事業

1 交通安全運動の推進

関係機関・団体と連携協力して、次に掲げる各種交通安全運動を実施し、広報媒体の活用により、県民の交通安全意識の普及及び高揚を図り、安全な交通社会の実現を推進する。

- 春の全国交通安全運動 4月 6日(火)～4月15日(木)
- ※ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)
- 春の連休時における交通安全運動 4月29日(木)～5月 5日(水)
- 夏の交通事故防止県民運動 7月21日(水)～8月20日(金)
- 秋の全国交通安全運動 9月21日(火)～9月30日(木)
- ※ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(木)
- 年末の交通事故防止県民運動 12月1日(水)～12月31日(金)
- 高齢者の交通死亡事故防止運動 通 年
- 山梨県飲酒運転絶滅運動 通 年
- 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動
12月1日(水)～1月31日(月)
- 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底期間 通 年
- 全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間
7月、8月(2月間)
- 全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日 毎月14日
- 自転車安全適正利用推進運動 通 年
- 二輪車交通事故防止運動 通 年
- 交通安全一市町村一運動 通 年

2 交通安全イベントの実施

(1) 全県民対象

交通安全推進県民大会 1月 (予定)
交通功労者への表彰と交通安全宣言を行い、県民の交通安全意識を高揚させる。

(2) 小学生対象

- 小学生交通安全ポスターコンクール 9月 (予定)
- 交通安全子供自転車大会 11月27日 (予定)
オリンピックのため全国大会が開催されないが、県大会はオリンピックの時期を避けて11月に実施する。

(3) 中学生対象

中学生交通安全弁論大会 10月 (予定)

(4) 高校生対象

交通安全CMコンクール 1月 (予定)
高校生に対しての交通安全イベントがなかったことから、本年度から実施するもので、高校の放送部に対して、15秒の交通安全CMを募集し、優秀作品を令和4年春の交通安全週間にテレビ放送を行う他、協会のフェイスブック・ツイッターに掲載する。

(5) 高齢者対象

高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会 11月18日 (予定)

3 広報・啓発活動

(1) テレビ放送

本年度から、高校生対象の交通安全CMコンテストを開催し、優秀作品を全国交通安全運動期間中に放映し、高校生を中心とした若者の交通安全意識の高揚を図る。

(2) ラジオ放送

年間を通して、ラジオ放送により、ドライバー等に交通安全意識の高揚と交通事故防止を図る。

(3) 新聞広報

春と秋の全国交通安全運動期間と夏と年末の交通事故防止県民運動の新聞広告を掲載し、運動の周知を図る。

(4) 協会自身の広報媒体

当協会の広報紙「交通安全情報やまなし」を年4回発行(1回4万部)し、県下市町村の回覧板により全戸回覧し、交通安全意識の高揚を図る。

また、当協会のホームページ、ユーチューブ、ツイッターに交通安全広報、交通安全活動等の情報を掲載する。

(5) ポスター、資料等の作成、配布

- 小学生を対象としたポスターコンクールを実施し、優秀な作品をもとにして、交通安全カレンダーを作成し、県下全ての小学校に配布するなどし、小学生に対し交通安全思想の普及・高揚を図る。
- 交通マナーとルールを認識させ、併せて自転車事故の防止を図るため、県下の小学校4年生に対し、全日本交通安全協会作成の「自転車安全教室」（約5,000冊）を配布する。

(6) イベント等の場における広報、啓発活動

「トラックの日」等の大規模なイベントや祭典、「ヴァンフォーレ甲府」や「山梨クインビーズ」のホームゲーム、国際オープンテニス等、多くの県民が参加する場における広報を実施して、交通安全意識の徹底を図る。

4 交通安全教育

(1) 地域交通安全協会、県警察及び各学校と協力し、交通安全教室を開催する。

(2) 二輪車に対する教育・訓練

年間を通じて、県下の各高校に二輪車安全運転指導員等を派遣し、高校生を対象とした参加・実践型の教育・訓練を実施する。

(3) 高齢者に対する教育・訓練

高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会、交通安全講習会の開催時に横断歩行トレーナー等を使った参加、体験、実践型の交通安全教育を推進する。

(4) その他教育・訓練

企業、団体等で実施する交通安全講習会へ要請に基づいて講師を派遣し、交通安全教育を支援する。

5 交通安全のための支援事業の推進

(1) チャイルドシートの無償貸出

チャイルドシート着用の徹底を図るため、本協会、各支所で無償貸出する。

(2) 新入学児童に対する交通安全グッズの配布

地区交通安全協会を通じ、県下の全新入学児童に対し、交通安全グッズ・反射バッグを配布する。

(3) 高齢者運転者に対する運転経歴証明書発行助成

高齢者運転者の交通事故防止の一環として、当協会会員が運転免許証を自主返納した際、「運転経歴証明書」の交付手数料及び申請用写真を助成し、

高齢者の免許証返納を推進する。

(4) 老人クラブ連合会に対する反射材の配布

反射材と反射ベストを山梨県老人クラブ連合に贈呈し、高齢者に着用を促進し、反射材の普及に努める。

6 各種委員会の活動の活発化と指導の強化

(1) 地域交通安全活動推進委員に対する研修会等の開催

地域における交通安全活動のリーダーとして活動する「地域交通安全活動推進委員」に対し、活動の充実と的確な運営を図るための研修会等を開催する。

(2) 各種委員会の会議等の開催

二輪車、自転車事故防止のため関係機関、団体に構成している「山梨県二輪車安全運転推進委員会」、「山梨県自転車安全教育推進委員会」の会議等を開催し、委員会の活発化を図る。

7 交通安全功労者等の表彰

(1) 交通栄誉章「緑十字金章、銀章、銅章」の表彰上申

(2) 関東管区警察局長、関東交通安全協会連合会会長連名表彰上申

(3) 山梨県警察本部長、山梨県交通安全協会会長表彰

(4) 地区交通安全協会女性部、支部表彰及び二輪車安全運転推進委員会指導員表彰

第2 交通安全関連団体支援事業

1 各地区交通安全協会への協力・支援

(1) 交通安全活動の企画、立案、経理等委託事務の支援

(2) 地区交通安全協会、女性部活動への助成

(3) 地区交通安全協会の交通安全活動への資器材の貸与

(4) 各警察署、地区交通安全協会や学校にポスター等の広報資料を配布

2 他機関・団体が行う交通安全活動への協力・支援

(1) 視覚障害者の安全確保のため、全日本交通安全協会の支援を得て「視覚障害者用交通信号機付加装置」の設置

(2) 各種団体等への交通安全活動

ア 山梨県安全運転管理者協議会が開催する「安全運転コンクール」

イ 高速道路交通安全協議会の活動

ウ 被害者支援センターやまなしの活動

- エ 山梨県暴力追放運動推進センターの活動
- オ 山梨県自転車軽自動車商協同組合の活動
- カ 山梨県主催の「セーフティードライブ・チャレンジ123」への支援
- キ 報道機関UTY、NNS、FMフジ、YBS等の交通安全キャンペーンの後援

第3 交通安全活動推進センター等の活動と事業

道路交通法第108条の31に基づき、「山梨県交通安全活動推進センター」として道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的に、次の活動を推進する。

- 1 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての広報活動
- 2 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動
- 3 交通事故に関する相談に応じること。
- 4 運転適性指導
- 5 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。
- 6 地域交通安全活動推進委員に対する研修
- 7 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務遂行を助けること。
- 8 道路使用許可申請に基づく道路又は交通の状況についての調査
- 9 パーキングチケット発給設備の管理

第4 その他支援事業

- 1 各地区交通安全協会会員が、交通安全活動中に死傷等した場合の傷害保険事業、交通災害見舞金制度の支援を行う。
- 2 会員への支援

(1) 一般会員

免許取得時・更新時において当協会加入助成制度を導入し、一般会員の加入促進を図り、交通安全活動のより一層の活発化を推進するため、会員に対し次の支援を行う。

- ア 弁護士による交通事故無料法律相談
- イ 交通事故見舞金の交付
- ウ 運転免許証ケースの進呈

- エ 交通安全セーフティドライブマップの進呈
- オ 経歴証明書の申請補助
- カ 高齢者講習対象会員への事前周知

(2) 賛助会員

事業所、団体に対し、交通安全思想を浸透するために、賛助会員に加入促進し、次の支援を行う。

- ア 賛助会員に対して、年1回、交通安全講習の実施
- イ 全日交の機関紙と交通安全情報やまなしの配布
- ウ 交通安全DVDの優先貸出
- エ 山梨自動車学校の教習料の割引
- オ ホームページ、交通安全情報やまなしに会員名を掲載
- カ 優秀会員に対して、交通安全大会において表彰の実施

その他事業（収益事業）の部

第1 交通安全講習事業

1 各種講習に関する取り組み

(1) 県公安委員会、県警察から委託を受けた免許関係等に関する以下の業務を実施する。

- ア 運転免許更新時講習（優良、一般、違反、初回）
- イ 停止処分者講習（短期、中期、長期、取消）
- ウ 違反者講習
- エ 高齢者講習

県下の教習所では、新規免許取得者が増加する1～3月、7～9月は高齢者講習を縮小しているが、当協会では県内の高齢者が免許更新を遅滞なく実施出来るよう、同時期も多数の高齢者講習を実施する。

- オ 初心運転者講習
- カ 運転免許を受けようとする者に対する講習（応急救護措置講習等）
- キ 安全運転管理者講習
- ク その他、新規運転免許取得者に対する講習

第2 山梨自動車学校の経営に関する事業

- 1 全車種の運転技能及び学科教習を実施する。
- 2 受託事業の実施

県公安委員会、県警察等から受託や指定を受けた、普通車、二輪車、応急救護措置、違反者（実車）、初心運転者講習及び仮運転免許に関する事務を適切に実施する。

3 各種コンクール等への協力

山梨県安全運転管理者協議会等が主催する安全運転コンクールへ協力し、教習コースの開放、教習車両の貸出及び技能指導を実施する。

4 県警察試験コースの適切な民間開放業務の推進

山梨自動車学校が管理等の委託を受けている県警察の試験コースは、土・日・祝日に民間へ開放されていることから山梨自動車学校では、開放の趣旨と県民の利便を踏まえた適切な運営を推進する。

第3 運転免許関係事務事業

- 1 運転免許証更新通知業務
- 2 高齢者講習通知業務
- 3 運転免許証更新申請書複写等の業務
- 4 警察署運転免許窓口業務
- 5 免許写真撮影業務
- 6 免許証郵送業務

第4 その他収益事業

- 1 収入証紙の販売
- 2 交通安全資機材、交通安全グッズの販売
- 3 自動販売機の取り扱い
- 4 土地賃貸